

静岡県告示第825号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第3条の3第5項の規定に基づき、「静岡県の家畜及び鶏の改良増殖計画」を次のように公表する。

令和3年10月29日

静岡県知事 川 勝 平 太

「次のよう」は省略し、その計画書は静岡県経済産業部畜産振興課及び静岡県の各農林事務所に据え置いて縦覧に供する。